

平成 3 1 年度

国立大学法人旭川医科大学

年 度 計 画

(平成 31 年 3 月 29 日届出)

平成 31 年度 国立大学法人旭川医科大学 年度計画

(注) □内は中期計画、【】は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

《1-1》「医学教育モデル・コア・カリキュラム」、「学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」等との整合性を保つため、定期的に教育内容を点検し、必要があれば改善する。

【1-1】医学科では、医学教育モデル・コア・カリキュラム（平成 28 年度改訂版）と本学現行カリキュラム（2015 カリキュラム）との対応調査を実施して平成 29 年度に明らかとなった課題を、本年度から本格的に策定を開始する新カリキュラム（2021 カリキュラム）にもれなく反映させる。看護学科では、平成 30 年 10 月末に文科省より承認を受けた 2019 カリキュラムによる教育を開始する。また、引き続き、同カリキュラムの「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」との適合の確認、並びに「看護学士課程におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」との対応の調査を実施する。また、カリキュラム評価の方法に関して検討を行う。

《1-2》ディプロマ・ポリシー及びコンピテンシー（卒業時に必要な能力）の周知を図り、到達レベルの設定・見直しを行い、学修成果基盤型教育を構築する。

【1-2】医学科では、平成 30 年度に設定したマイルストーンと 2015 カリキュラム・マップとの対応表を作成する。また、2021 カリキュラム検討ワーキンググループにおいて、2021 カリキュラムに向けたディプロマ・ポリシー及びコンピテンシーについて検討を行う。看護学科では、本年度から開始する 2019 カリキュラムに関し、コンピテンシーの検証について検討を行う。また、引き続き、医学部において、ファカルティ・デベロップメント(FD)活動によりコンピテンシーを踏まえた教育活動の実施について周知を行う。

《2-1》学生の基本的診療能力・看護実践能力を評価するための OSCE (Objective Structured Clinical Examination 客観的臨床能力試験)を整備する。

【2-1】医学科では、最終トライアルとなる臨床実習後 OSCE を、医学教育モデル・コア・カリキュラム（平成 28 年度改訂版）で示される EPA 評価基準のレベル 4 により実施し、その結果を踏まえ、適切な実施方法等について引き続き検討を行う。看護学科においては、OSCE の本試験における厳正な運営及び試験評価をするため、試験時の IT 化を見据えた環境整備を引き続き行う。また、OSCE 試験課題や評価方法、実施形態について検討する。

《3-1》博士課程では、海外研究機関等での研修や国際学会での発表を支援するなど、グローバル化に対応するための取組を平成 30 年度及び平成 33 年度に検証し、充実させる。

【3-1】平成 30 年度にまとめた国際学会発表件数を増やす方策に基づき、実行に向けての体制を本年度中に整備する。

《3-2》修士課程では、地域医療の中核となる高度専門医療人を育成するため、がん看護学領域に加え、高齢者看護学領域の専門看護師の教育課程を設け、平成 30 年度及び平成 33 年度に検証し、充実させる。

【3-2】高度専門医療人の育成環境を整備するために、平成 30 年度に導入した AV 機器について、活用の成果や課題を検証し、その結果を修士課程（小）委員会において説明するとともに、次年度の整備に反映させるべく検討を行う。また、高度実践コース専門看護師教育課程における、がん看護学・高齢者看護学 38 単位教育課程の各内容の充実に向けて、検討を進める。併せて、高齢がん患者の多い地域の医療の中核を担う高度専門医療人に不可欠である、ヘルスアセスメント能力と意思決定支援能力を育成するために、病態再現と応答が可能なナーシングアンシミュレーター機材の整備について検討する。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

《4-1》学修成果の評価領域、達成すべき水準、具体的測定方法などを明確化し、アセスメント・ポリシー(学修成果の評価の方針)に基づいた客観的な成績評価を行う。

【4-1】平成 30 年度に定めたアセスメント・ポリシーにのっとり、対象とする科目を決定し、各種規定との整合性を確認した上で明文化を進める。また、引き続き、客観的な成績評価が適切に行えるよう FD 研修会を実施し、本年度の成績評価時からの全面实施を促す。

《4-2》医学教育分野別認証を受審するため、平成 29 年度までに大学 IR (Institutional Research 機関調査) 部門を中心にして教学データの解析・分析を行い、教育の質保証を確立する体制を整備する。

【4-2】本年度に受審する医学教育分野別評価において、教学データの解析結果を提示し、本学教学 IR 活動の一部を対外的に公開する。また、平成 30 年度に発足したカリキュラム評価体制をサポートするため、カリキュラム改正の検討に有用な指標などを提示できる体制を構築する。

《5-1》学修履歴を可視化するため、平成 29 年度までに LMS (Learning Management System 学修管理システム) を導入し、講義受講前後の指導と自己学修を促進する。

【5-1】教職員の LMS(学修管理システム manaba)の利用率を向上させるため、利用方法や活用例に関する教職員向けのハンズオンセミナーを複数回実施する。また、この

LMS の運用に伴い、記録した質疑応答及び障害対応等をハンズオンセミナー等で周知し、その後の運用に反映させる。

《6-1》博士課程と修士課程を統括する委員会を平成 29 年度までに設立し、研究指導教員の決定プロセスを組織的に明確化するとともに、研究の進捗状況を確認できる教育・研究指導体制を整備する。

【6-1】平成 30 年度における審議を踏まえ、博士課程・修士課程合同の「大学院委員会」を開催し、両課程共通の重要事項である入学者募集・指導教員決定等のプロセスについて明確化する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

《7-1》学生生活実態調査における満足度調査や教員に対する施設満足度調査などのニーズアセスメント(必要性評価)を実施し、その結果を平成 28 年度改定予定のキャンパスマスタープランに反映させ、それに基づいて学修環境を整備する。

【7-1】学修環境整備を進めるため、今年度中に実施する、学生の学習・生活実態調査等の結果を踏まえ、より良い学習環境の改善について、教務・厚生委員会において検討し、2020 年度での改善に向けて提案する。

《7-2》学生の健康指導の充実を目的に、保健管理センターの情報蓄積機能を電子化するための基本計画を平成 29 年度までに立案し、平成 30 年度以降に実行する。

【7-2】検診情報の電子化について、平成 30 年度に策定した仕様に基づき、取扱業者や本学の規模等に合ったシステム等に関する情報収集を行い、本年度中にシステムを導入する。

《7-3》外国人留学生の学修環境を充実するため、引き続き、北海道地区の国立大学と連携し、入学前の留学生を対象とした準備教育に取り組む。また、学生が教養科目の選択肢を広げられるようにするため、北海道地区の各国立大学との連携により構築した双方向遠隔授業システムを、第 1 期連携期間として設定されている平成 29 年度まで活用する。平成 30 年度以降の活用については、教養教育の将来あるべき方向性を踏まえて平成 28 年度に各大学間で改めて検討・調整する。

【7-3】道内 7 国立大学連携による、留学生入学前準備教育、及び双方向遠隔授業システムを活用した教養教育単位互換授業を、継続して実施する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

《8-1》平成 26 年 12 月 22 日の中央教育審議会答申に沿って進行中の高大接続改革（「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入及びそれに先立つ試行テストの実施等）に対応するため、入学者に求める能力・意欲・適性等がより明確になるようにアドミッション・ポリシーを平成 30 年度までに見直すとともに、平成 33 年度入試から、学力の 3 要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」）を多面的・総合的に評価できるように、多様な評価方法を組み合わせた入学者選抜にする。

【8-1】引き続き、大学入学者選抜制度検討ワーキンググループにおいて、本学の入学者選抜方法等の検討を行い、平成 31 年度中に具体的な選抜方法等について公表する。

《8-2》社会ニーズに合致した高度専門医療人としての素養を持った入学者を選抜するため、大学院における入学者選抜試験を検証し、入学者に求める能力・意欲・適性等を新たなアドミッション・ポリシーとして平成 30 年度までに明確に示す。

【8-2】〔中期計画達成のため、年度計画なし〕

《9-1》北海道内の高等学校・医療機関と連携して、地域医療を支える人材の育成を目的とした高校生対象の医療体験実習・実習報告会・グループワーク等の高大病連携活動等を実施し、地域医療に関心のある志願者を確保する。

【9-1】平成 30 年度に引き続き、地域医療に関心のある志願者を確保するため、北海道教育委員会及び北海道内の高等学校・医療機関と連携し、地域医療を支える人材の育成を目的とした高校生対象の医療体験実習・実習報告会、高等学校における地域医療に関するグループワーク等を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

《10-1》基礎系・臨床系の共同研究体制充実のため、基礎系講座が持っている実験技術を大学院学生及び臨床系研究者に技術提供する学内体制を平成 30 年度までに定着させる。

【10-1】〔中期計画達成のため、年度計画なし〕

《10-2》学長裁量経費による「独創性のある生命科学研究」の支援事業を継続し、研究実施者の底辺拡大を進めることで、欧文論文(原著と総説)生産数を第 3 期中期目標期間 6 か年において年間平均 200 報以上（第 2 期中期目標期間第 5 年次までの平均値は 186 報/年）にする。

【10-2】研究戦略企画委員会のサブ委員会において年間欧文論文生産数を常時把握し、分析や研究支援必要性の検討を行いつつ、引き続き年間平均論文数 200 報以上を目指す。

《10-3》本学で推進している高次脳機能低下に伴う運動障害発現のメカニズムの解明と、その早期検出法の開発に関する研究のうち、臨床応用への展開が有望な研究について、他機関と機器の共同利用を進め基礎研究の知見に基づく応用技術の開発につなげる。

【10-3】他研究機関と連携し、機器の共同利用を進めながら、高次脳機能と運動機能に関する研究を推進する。

《11-1》教育研究推進センターを中心として学内共同研究を支援し、「橋渡し研究加速ネットワークプログラム」を通じて得られた成果を生かし、新しい医薬品・医療機器の薬事承認及び製品化を目指したシーズ開発を進める。

【11-1】教育研究推進センターと臨床研究支援センターとの一体運用を促進することにより、本学の橋渡し研究をはじめとする研究支援体制の強化とシーズ研究の活性化に資する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

《12-1》研究活動の活性化のため、本学共同利用設備マスタープランを作成し、共同利用施設の機器更新、保守修理のために競争的資金等で措置される間接経費を平成29年度までに弾力的に運用できるよう見直し、研究基盤強化につなげるPDCAサイクルを確立する。

【12-1】更なる研究基盤の強化に向けて、共同利用設備マスタープランの見直しを引き続き行う。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

《13-1》第2期中期目標期間から継続する「ふるさと医療人育成プログラム」を経験して地域で活躍する医療人となった医師・看護師と協働した教育支援事業を実施する。また、「地域包括医療」実践に関わる保健師・介護職者などの地域医療職者を対象とした公開講座・派遣講座を新たに実施し、学習支援事業の対象を広げるとともに、その成果を体系的に評価する体制を構築する。

【13-1】「ふるさと医療人育成プログラム」を継続する。保健師を目指す学生達に良い刺激を与えることを目的として、看護学科1～4年生を対象とした「保健師卒業セミナー」を開催する。このセミナーには本学を卒業して1年目の保健師を助言者として招き、勤務後の体験談や在学時の勉強方法等の説明を受ける。また、助産師課程の履修を希望する在学生には、助産師課程を修了した卒業予定者や本学既卒で臨床に携わっている助産師を招き、「助産師卒業セミナー」において「助産技術スキルアップ研修」を開催し、本学実習室における、分娩モデル、シミュレーター、分娩台を活用した演習を通し、助産技術の向上に向けた疑問解決や改善の場とするなどの育成事業を推進する。

《13-2》遠隔医療システムを利活用し、地域保健・在宅看護の分野においても、双方向リアルタイムの講演を行うとともに、オンデマンドで利用可能な健康関連コンテンツを充実させるなど、地域包括医療の課題解決に ICT(情報通信技術)を活用する新たな支援体制を構築する。

【13-2】 Web 会議システムを活用した道内訪問看護ステーションとの事例検討会議、ミニレクチャー及び保健・介護の教育・指導プログラムの提供サービスなど、遠隔医療システムを活用した地域包括医療を継続する。また、メディカル・ミュージアムの系統的な内容を充実させるためにシリーズ化を継続し、オープンインターネットカレッジのコンテンツの内容・種類を増やす。

《14-1》高齢者や障がい者を含む住民への健康スポーツ振興のため、スポーツに関する派遣講座の実施、地方公共団体やスポーツ関連団体との連携、障がい者アスリートのクラス分けなどの医科学的サポート体制を構築する。また、本学が主導する旭川ウェルビーイング・コンソーシアムに民間団体を加えた産学官異業種交流の場を平成 28 年度に設置し、さらに、専門ワーキング・グループを新設して地域の課題解決に向けた活動を実施する。

【14-1】 毎年開催しているスポーツによる健康保持増進を啓発する地域住民向けの講演会及びイベントの実施並びに地方公共団体及び民間団体が主催するスポーツ・イベントへの支援を継続する。また、障がい者スポーツ団体及び健常者スポーツ団体に対する医師・理学療法士・管理栄養士による医科学的サポートを継続する。医科学的サポートの質を高めるために、スポーツ医科学研究委員会は、スポーツドクターやトレーナーなどの有資格者を、積極的にスポーツ医学の講習会や学会に参加させて研鑽を積ませる。さらに、旭川ウェルビーイング・コンソーシアム(AWBC)の諸活動に、主管校として積極的に継続参加する。

《14-2》地域を支える人材の好循環を生み出すため、地方公共団体や地域諸団体が有する資源と本学の有する資源を連携させた「学びの場」を新たに構築し、地域との交流の中で学生教育を実施する。

【14-2】 本年度入学生から適用する看護学科新カリキュラムに「地域包括ケア論」を展開する。学生が地域の住民や団体と交流しながら健康づくりと体験型学習を行う「学びの場」の構築推進の一環として、関係自治体等と協働し、この科目を学生が地域に出向く学修機会の授業として位置づける。また、旭川ウェルビーイング・コンソーシアム(AWBC)の「私の未来プロジェクト」事業に、指導教員とともに学生の参画を継続する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

《15-1》本学の学生等の国際意識を涵養するため、海外研修機会及び海外からの来訪者との交流機会を増やし相互理解を深める。また、海外からの来訪者に対する地域社会と連携した生活支援（社会生活、日常会話、文化・経済・医療などの知識教授）や学内、地域コミュニティ及び周辺地方公共団体が提供するイベントへの参加機会を増やす。

【15-1】国際交流推進室の在り方を見直す。学生に対する海外留学支援制度の周知を引き続き徹底するとともに、海外からの留学生の生活支援を行う仕組みについて検討する。また、各講座・部署が海外医師・研究者を招へいして行う講演やセミナーなどに、海外の医学・医療について学ぶ機会として学生が参加することを奨励する。さらに、外国人留学生の受入れ及び海外への学生派遣に関する対応マニュアルや海外協定機関との覚書等の雛形を整備し、引き続き、研究者交流及び学生交流の促進を目的とした新たな国際学術交流協定の締結について検討する。

《15-2》国際医療レベルの向上に貢献するため、発展途上国等の医療従事者、研究者及び学生を受入れ、出身国の国民保健の向上に資する研究及び保健医療活動実践に必要な基本的能力について講義・演習をとおして教授する。併せて、本学職員が発展途上国等を訪問し、本学で学んだ研修員のフォローアップ・研究者との国際共同フィールド研究等をとおして、現地スタッフと協働して医療活動・医学研究を行うことで、実践的に知識・技術を移転する。

【15-2】JICA研修の内容を充実させ、継続実施する。また、過去にアフリカ等から受け入れた研修員を訪問し、面談を通して現在のアフリカ等の発展途上国における保健医療の新しい課題やニーズを把握して、新たな研修プログラム企画の検討を継続して行う。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

《16-1》本院臨床研修プログラムの希望者を十分に受け入れられる体制を整備するため、協力型臨床研修病院等と連携した研修(たすき掛け研修)を充実させるとともに、平成 29 年度から始まる新専門医制度へ対応するため、新たな研修プログラムの策定や関連病院との連携強化など実施体制を整備し、臨床研修医の確保に努める。

【16-1】臨床研修制度の改正に伴い、平成 32 年度から適用される本院臨床研修プログラムについて、研修希望者数に対応し得る有効な運用方法等について検討するとともに、協力型臨床研修病院等との連携を進め、必要に応じて臨床研修医室の環境整備を行う。また、専門医の育成に関して、引き続き専門医育成・管理センターが中心となり、本院の専門研修プログラム(以下「専門 PG」)の広報を行うとともに、専門 PG に関する院内担当診療科、院外の連携施設、日本専門医機構等との連絡調整、専門 PG の実施状況の管理を効率的かつ円滑に進める。

《16-2》安全を含めた医療の質を向上させるため、最新の医療機器操作や手技に関する医療従事者向けの教育プログラム等を策定するなど、スキルアップ支援策を充実する。

【16-2】医療安全及び医療の質向上のため、医療機器操作や各種手技等に関する医療従事者向けの研修会を引き続き企画・開催し、「退院支援ナース育成プログラム」、「小児在宅移行支援研修プログラム」に基づき研修内容の充実を図る。また、認知症ケアの質向上のため、認知症ケアマニュアルを活用するとともに、「高齢者・認知看護教育プログラム」の開発を推進する。

《17-1》急性期病院として、リスクの特に高い患者に対し、質の高い医療を提供するため、救急・災害医療の机上シミュレーションキットを使用したトレーニングプログラム等の教育プログラムを作成し、専門部隊型チーム医療を推進する人材を養成する。また、院内各診療科・部門・医療スタッフとの情報・課題等が共有できる環境を整備し、医療従事者の負担軽減や医療安全体制を強化する。

【17-1】PDCA サイクルの手法を取り入れた災害医療訓練を引き続き行うとともに、外部機関が主催する研修会へ参加することにより、災害に的確な対処ができる人材を養成する。また、医療従事者の負担軽減及び医療安全の強化を目的とした、多職種からなる「病院職種間協働推進検討委員会」において策定した「医師を含む医療スタッフの負担軽減計画」にのっとり、技師、看護師等の業務拡大によるタスクシフト推進や病院スタッフ増員により、医師の負担軽減を推進する。さらに、医薬品安全管理体制を強化するため、医療安全管理部への薬剤師の専従配置について検討を進める。地域の心臓血管領域の緊急疾患、特に急性大動脈解離や大動脈瘤破裂といった高度な急性期医療を要する救急患者に対して、確立したクラウド型遠隔医療を用いて、搬送される患者側の恩恵（患者搬入から手術までの door to intervention time の短縮効果）や救急医療に関わる医療者側の恩恵（不要不急な搬送の回避や医療需要に応じたスタッフ配置の適正化）を実証し、道東道北における大動脈救急疾患の地域連携の確立・向上を通じて、救急における遠隔医療の先進的モデルを提唱してゆく。

《17-2》診療情報の共有による病病連携及び病診連携を強化するため、地域医療連携ネットワークを活用した組織的な支援体制を充実し、紹介率 80%程度、逆紹介率 70%程度を達成する。

【17-2】地域医療連携ネットワークを活用した組織的な支援体制の充実に向け、タスクフォース会議等で検討するとともに、他医療機関における地域連携部門の視察などを通し、機能強化・業務改善を目指す。また、初診患者数は積極的に確保しつつ再診患者についても地域の医療機関へ積極的に紹介することにより、紹介率、並びに逆紹介率の目標値を達成する。

《17-3》医療の質・安全の向上のため、クオリティ・インジケーター（医療の質指標）を測定・分析し、他機関との比較による課題抽出や業務改善に向けた研修会などを開催するとともに、ISO15189等の外部評価による認証を平成33年度までに取得する。

【17-3】クオリティ・インジケーターに設定した評価項目について、経年変化を可視化し医療の質と安全の向上に対する取組の推移を把握するとともに、他機関との比較から、本院における現状と課題・役割を把握し、地域性を考慮した実現可能な施策を行う。また、ISO15189の認定取得に向けて、臨床検査・輸血部内のワーキンググループは、訪問審査時に必要となる手順書等の作成を継続するとともに、検査に係る品質・精度管理をさらに強化することによって、引き続き受審体制の環境整備を推進する。

《17-4》経営基盤を強化するため、国立大学病院管理会計システム（HOMAS2）等による収支状況の分析を踏まえ、診療報酬制度に対応した増収対策やコスト削減等の経営戦略を策定し、計画的に実施する。また、経営状態を細部にわたって把握・分析するため、各診療科に配置された経営担当医長を中心とした管理体制を構築するとともに、各診療科等との病院長ヒアリングを充実させる。

【17-4】ベンチマークによる他施設との比較により分析した情報を経営戦略室と経営担当医長等が共有するとともに、病院長ヒアリングを実施して効率的な増収及びコスト削減を推進する。

《18-1》地域がん診療連携拠点病院・肝疾患診療連携拠点病院などの地域医療水準の標準化を図るため、医療関係者や住民に対して拠点病院機能を生かした講習会や研修会を開催するなど最新の医療情報を提供する機会を増やす。また、地域連携パスを推進するため、地域医療に係る連携パス協議会等に積極的に参画する支援体制を整備し、地域の医療機関等との連携協力体制を強化する。

【18-1】全てのがん診療に携わる医師が緩和ケアに関する基本的な知識を習得することを目的とした緩和ケア研修会を開催するに当たり、未受講者への周知を積極的に行い、引き続き受講率90%台を維持する。また、地域のがん診療水準及び肝疾患診療水準の向上に関する普及啓発を推進するため、市民公開講座等を引き続き開催するとともに、小学校で開催される「がん教育出前講座」に講師を派遣し、がんに関する正しい知識の普及を図る。さらに、地域連携パスの充実を推進するために、「北海道がん診療連携協議会地域連携クリティカルパス部会」を運営する。また、引き続き、地域医療に係る連携パス協議会（脳卒中・大腿骨骨折）へ積極的に参画し、地域の医療機関等との連携体制を一層強化する。

《18-2》地域の救急や災害に対する将来的な医療需要に対応するため、研修を活用して DMAT (Disaster Medical Assistance Team 災害派遣医療チーム) 隊員を養成し、地域単位で DMAT を編成する体制を構築することによって、地域の救急医療に対し人材派遣による支援を行うとともに、地方公共団体等の関係機関と連携して災害訓練を実施し、高度急性期医療機能を強化する。

【18-2】救急医学講座等関係部署と連携し、DMAT (Disaster Medical Assistance Team 災害派遣医療チーム) 隊員養成のために災害医療従事者研修(日本 DMAT 隊員養成研修)に引き続き参加し、人員を充実させる。また、国が実施する大規模地震時医療活動訓練へ DMAT を派遣し、大規模災害発災時における防災関係機関の相互連携の強化を図る。さらに、北海道 DMAT 連絡協議会等へ参加することにより、地方公共団体等との連絡体制の整備を継続する。

《19-1》臨床研究支援センターを中核として、データ品質が保証された医薬品、医療機器、体外診断薬などの創出を目指す臨床研究の支援を行い、教育研究推進センターと既に進行中の「橋渡し研究加速ネットワークプロジェクト」の連携支援体制を定着させる。

【19-1】臨床研究支援センターは、教育研究推進センター教育研究支援部との連携を促進し、本学の橋渡し研究から発展するシーズ研究の活性化を図り、臨床研究支援体制を強化する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

《20-1》IR 手法によるデータ分析などの客観的根拠に基づき、迅速に政策を決定するための学長直属の IR 室を平成 28 年度中に設置し、大学運営のための計画策定と意思決定を支援する体制を平成 30 年度までに構築する。

【20-1】大学運営のための計画策定と意思決定を支援するため、必要に応じて IR 室構成員が学内の各種委員会に陪席し、IR 手法に基づいた助言を行う。IR 室の具体的運用に係る規約を策定する。

《20-2》戦略的な資源配分や財源の受入れ及び経費削減方策等の企画・立案・実施体制の機能を強化し、病院収入をはじめとする自己収入や予算執行等の各種財務データを分析・活用することにより、年度ごとの人員計画、予算編成、資金計画等に反映させるなど、安定した財務基盤を構築する。

【20-2】健全な大学運営を継続するため、病院収入や予算執行等の各種財務データを分析・活用することによって、安定した財政基盤を構築する。

《20-3》監事及び外部有識者の意見を適切に大学運営に反映させるため、学内外での情報共有と改善のための各種情報を提供する体制を強化し、意見聴取の機会を増やす。特に、監事の監査機能を強化するため、教育研究、社会貢献、診療等の監査のサポート体制を強化する。

【20-3】監査室は、監事監査計画（教育・研究、病院経営、地域連携及び社会貢献）に関し、監事が行う（所掌の事務局各課長との）ヒアリングの日程調整や関係資料の収集などを行うことによって、引き続き、監事監査のサポート体制強化を図る。

《21-1》平成 28 年度中に承継職員の教員 10%に年俸制を適用し、第 3 期中期目標期間中は 10%以上を維持する。また、3 年ごとにその効果を検証し、適切な業績評価システムの構築を含めた制度改革を行う。

【21-1】教員に対する新たな年俸制を導入し、新規採用者等を対象に適用する。

《21-2》男女共同参画社会の実現に資するため、平成 33 年度までに管理職の女性比率を 12.5%にする。

【21-2】女性職員に対し、係長職への昇任などキャリアパスを考慮した人事配置等を進めるとともに、管理職に登用可能な人材を養成するためにキャリアアップ研修等へ積極的に参加させる。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

《22-1》学部入学から卒後臨床研修までの一貫性を持った指導体制を構築するとともに、大学院の組織及びカリキュラムの見直しや、地域卒業者に対する高度専門教育等を踏まえた大学院の適正な入学定員を含む将来構想を平成 33 年度までに作成し、実施する。

【22-1】学部では、平成 30 年 10 月に開始したメンター制度の活動実績から、指導体制の課題等について検証する。大学院では、定員充足状況及び超過率を基に、適正な定員等について引き続き検証し、その結果を将来構想に反映させる。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

《23-1》組織・業務全般の点検・見直しを継続的に行うとともに、ICT(情報通信技術)を活用した業務システムの整備・充実を行い、平成 29 年度までに事務組織及び各種委員会の再編・統合に係る計画を策定し、平成 30 年度から実施する。

【23-1】大学側で稼働中の物品請求システム（Web 物品発注システム）について、説明会等を開催して病院での運用を一層拡大し、事務の効率化を進める。また、事務系業務システムの安定稼働を図りつつ、次期システムの整備・更新等を効率的に行う。

《23-2》事務の効率化・合理化を進めるため、専門的な研修への参加や他機関との人事交流、社会人等の選考採用により、業務内容に応じた事務に必要な専門的知識・能力を有する職員を養成する。

【23-2】職員の資質・能力を向上させるため、他機関との人事交流を行うとともに、専門的な各種研修へ引き続き参加させ、更に、研修参加者による成果発表会を開催して研修効果を引き続き確認する。また、専門的知識・能力を有する社会人を選考採用する。

《24-1》事務処理の改善・見直し等を推進するため、道内国立大学等と連携した事務の共同実施を継続するとともに、道内国立大学等と連携した事務の共同実施の一つである「電子購買システム」の学内利用件数を平成 33 年度までに平成 27 年度比で 30%増加させる。

【24-1】道内国立大学等との事務の共同実施を継続し、「旅費システム」によるチケット発注及び「電子購買システム」の利用促進に向けて、利用方法・操作説明等について学内周知するとともに、システム改善を行いながら事務処理の効率化に寄与する。また、安否確認システムを導入している道内大学との合同模擬訓練に継続して参加するとともに、大学が付与している学生メールアドレスの事前登録や未登録者への登録促進を行うことにより、職員及び学生に対し、安否確認システムの周知を図る。

《24-2》大規模災害等に迅速に対応するため、引き続き、国立大学附属病院長会議による災害対策相互訪問事業に参加し、課題の把握及び対策の改善を行う。また、平成 28 年度中に、道内の国立大学間の災害時の連携・協力体制の構築に向けた提案を行い、平成 29 年度からの運用を目指した検討を開始する。

【24-2】災害対策相互訪問事業により顕在化した課題への対応を検討するとともに、平成 30 年度に策定した病院 BCP（Business Continuity Plan：災害時等の事業継続計画）と災害対策マニュアルとの整合性について確認を行い、必要に応じて見直しも行う。また、北海道地区国立大学等災害連絡協議会に参加し、平常時の防災対策等に関し各機関との情報共有を行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

《25-1》外部資金を増やすため、平成 30 年度までに研究費申請のサポート機能の充実や臨床研究支援センターを中核とした旭川市内の医療機関とのネットワークの構築により受託研究等を積極的に受入れ、平成 33 年度までに件数を平成 26 年度に比較して 5%程度増加させる。

【25-1】旭川治験ネットワーク連絡会を開催し、参加病院間における治験情報の共有について協議を行う。受託研究等の件数を把握しつつ、引き続き平成 26 年度に比較して 5%以上の増加を目指す。

《25-2》大学の教育・研究環境を整備するため、新たな基金制度を平成28年度中に設立し、役員及び教職員による関係法人・企業・団体への寄附の依頼及び高額寄附を行った団体、個人等に対する顕彰制度の導入などにより、関係法人・企業・団体等のほか、個人に対して積極的な募金活動を展開する。

【25-2】平成28年10月に創設した旭川医科大学基金への更なる寄附獲得のため、関係法人・企業・団体等のほか、個人及び教職員をも対象に、パンフレット配布・ホームページへの掲載・感謝の集いの開催・活動報告書及び芳名録の作成を行うなど、引き続き積極的な募金活動を行う。

《25-3》病院収入を計画的に確保するため、引き続き、診療実績の分析結果を踏まえ、診療科の特色や強みを反映した目標値を設定し、達成状況を適宜確認する。また、病院事務部と各診療科が連携して保険請求に係る研修会等を定期的に行い、併せて、診療内容と保険請求内容を比較し、請求間違いなど差異要因を確認することで、保険請求精度を上げる。

【25-3】病院収入を安定的に確保するため、診療報酬請求において各種加算や指導料・管理料の算定が適切に行われているかを、他医療機関とのベンチマーク比較により検証し、算定漏れの防止を図る。また、保険請求の精度向上のため、病院事務部が各診療科に対し、査定状況等に応じた勉強会や保険診療に関する講演会を開催する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

《26-1》経営の健全化に向けて、職員の人事の在り方・方向性についての検討を行い、平成28年度中に人員管理に関する基本方針を定め、新規採用の抑制、年度途中での欠員不補充などにより、平成28年度からの3年間において、平成27年度当初予算に比べ人件費を3%程度削減する。

【26-1】「第3期中期目標期間中の人事管理に関する基本方針」に基づいて人件費の管理を行う。

《26-2》診療報酬制度に対応した増収、コスト削減等の方策について、副病院長（病院運営担当）を中心に経営担当医長等をメンバーとする組織において検討し、各診療科等の強み、特色を反映した戦略的な病院経営を行う。

【26-2】効率的な病院経営を行うため、地域医療連携（紹介、逆紹介）を強化し、再来患者や在院日数の適正化を推進する。また、コスト削減に向けて、国立大学病院長会議で取り組んでいる医療材料の共同交渉・共同調達を推進する。

《26-3》業務委託費・光熱水料等をはじめとする法人全体の物件費について、業務委託に係る仕様内容、契約方法の見直しや光熱水料の節減を行うなど、経費抑制に資する多様な取組を年度ごとのPDCAサイクルとして継続的に実施することにより、業務費に対する一般管理費比率を第3期中期目標期間中、恒常的に1.5%以内に抑える。

【26-3】医薬品や診療材料をはじめとする法人全体の物件費について、各経費の現状把握と、削減に向けた学内外の様々な経費削減の取組の調査・分析を行い、単価削減、仕様内容・契約方法の見直し等の取組を行うとともに、削減に関するコスト意識の啓発活動を実施し、経費節減を促進させ、引き続き一般管理費比率を1.5%以内に抑える。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

《27-1》資産の運用管理に関する計画を平成29年度までに策定する。特に、土地・建物については、当該計画を踏まえ、具体的な方策を検討するなど、効率的・効果的な運用と適切な管理を行う。

【27-1】平成30年度に定めた「土地・建物等の資産運用計画アクションプラン」に基づいて、現有資産の有効活用を推進するとともに、保有する設備等については、実態調査に基づいた適切な管理・運用を行う。また、寄附金等の余裕資金については、北海道地区国立大学法人の資金共同運用（Jファンド）など、安全かつ最も効率的な手法により運用を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

《28-1》IR手法によるデータ分析などのエビデンスに基づいた自己点検・評価体制を平成31年度までに構築する。また、その分析結果を活用した、学内資源の再配分及び業務運営の改善を行うなどの内部質保証を確立する。

【28-1】年度計画進捗管理を継続して実施するとともに、自己点検・評価体制の構築のため、他大学における研究業績評価について視察調査を行う。また、引き続き、各種データを用いた講座等の貢献度評価を実施し、学内予算配分に反映させる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

《29-1》大学の多様な教育研究活動等の情報を学内外へ向けて戦略的に発信するため、大学ホームページの改善に関するステークホルダーへのアンケート調査等を平成28年度に実施し、その結果に対応したホームページの改修を平成30年度までに行う。

【29-1】ホームページの改修効果やステークホルダーのニーズについて検証を行い、引き続き、情報発信の改善に向けた検討を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

《30-1》 高度な教育、研究及び医療の変化に対応させるため、平成 28 年度中にキャンパスマスタープランの見直しを行い、既存施設の長期的かつ有効利用を図るため、戦略的な施設マネジメントに取り組む。また、全学的なエネルギー使用状況を継続的に把握し、省エネルギー機器の導入などにより、環境負荷の少ないキャンパスを構築する。

【30-1】 キャンパスマスタープラン 2016 の整備行動計画について、現状を調査した上、見直し、計画的な施設整備を行う。また、全学エネルギー使用状況を継続的に把握し、主な会議に報告するとともに、ホームページ等を用いて学内周知を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

《31-1》 職場環境の安全管理意識を啓発する講習会等を開催するとともに、安全衛生委員会委員による巡視及び化学物質等の安全パトロールや医療ガス日常点検等による保管管理状況の確認を行い、職場環境の安心・安全を確保する。

【31-1】 安全管理等に関する講習会を引き続き開催するとともに、職場の労働災害及び健康障害の防止を目的として安全衛生委員会委員による安全パトロール巡視を定期的（年 2 回）に実施し、職員の安全及び健康を確保する。また、健康に障害を発生させる可能性のある化学物質に関する安全パトロールや自主点検を行うとともに、医療ガスの日常点検等の安全管理活動を引き続き実施して、その結果を通知・公表することにより、作業環境の適正化と意識の向上を推進し、職場環境の安心と安全を確保する。

《31-2》 メンタルヘルスに関する講習会を毎年度開催し、受講者アンケートの結果に基づいて講習内容の見直しを行う。

【31-2】 平成 30 年度のアンケート結果を参考にメンタルヘルスに関する講習会等を開催するとともに、職員がメンタル不調を訴えるための相談窓口やカウンセリングを受けられるような体制の構築について、検討を始める。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

《32-1》 職員の法令遵守意識を啓発するため、平成 28 年度中にコンプライアンス規程を制定し、職員へ周知するとともに、情報セキュリティポリシー、個人情報保護ポリシー等に関する講習会を毎年度行う。

【32-1】 引き続き、本学職員として、法令遵守に対する重要性の理解を深めることや、適正かつ公平な業務遂行及び本学の社会的信頼の向上に資することを目的として、時宜にかなった内容による情報セキュリティポリシー、個人情報保護ポリシー等のコンプライアンスに関する講習会を開催し、職員への啓発を行う。

《32-2》研究活動の不正及び研究費の不正使用を防止するため、年2回以上の講習会を実施するとともに、新たにeラーニングシステムによる研修教材を配信できる環境を平成29年度までに整備し、平成30年度からeラーニングを全職員対象に実施する。

【32-2】研究活動の不正及び研究費の不正使用を防止するため、年2回以上の講習会を実施する。

《33-1》危機管理体制の機能強化のため、平成29年度までにリスク分類・リスクレベルを見直し、関係規程等の改正を進める。また、把握したリスクに対する評価を行い、継続的な見直しに取り組む。

【33-1】北海道胆振東部地震における災害対応に関する検証結果に基づき、関係規程・マニュアル等の改善を行う。

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1, 296, 858千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

該当なし

2 重要な財産を担保に供する計画

病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、以下の使途に充てる。

- (1) 教育・研究及び医療の質の向上（施設・設備の充実、要員等の整備）
- (2) 組織運営の改善
- (3) 若手教職員の育成
- (4) 学生及び留学生等に対する支援
- (5) 国際交流の推進
- (6) 産学官連携及び社会との連携の推進
- (7) 福利厚生の実施

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・動物実験施設改修	総額 1, 5 4 5	施設整備費補助金 (5 7 4)
・基幹環境整備 (病棟無停電電源設備等更新)		長期借入金 (9 4 8)
・動物実験飼育システム		(独)大学改革支援・学位授与 機構施設費交付金 (2 3)
・MRI 診断システム		
・多目的イメージングシステム		
・手術支援システム		
・小規模改修		

注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- (1) 教員に対する新たな年俸制を導入し、新規採用者等を対象に適用する。
- (2) 女性職員に対し、係長職への昇任などキャリアパスを考慮した人事配置等を進めるとともに、管理職に登用可能な人材を養成するためにキャリアアップ研修等へ積極的に参加させる。
- (3) 職員の資質・能力を向上させるため、他機関との人事交流を行うとともに、専門的な各種研修へ引き続き参加させ、更に、研修参加者による成果発表会を開催して研修効果を引き続き確認する。また、専門的知識・能力を有する社会人を選考採用する。
- (4) 「第3期中期目標期間中の人事管理に関する基本方針」に基づいて人件費の管理を行う。

(参考1) 平成31年度の常勤職員数 1, 0 9 0人

また、任期付き職員数の見込みを374人とする。

(参考2) 平成31年度の人件費総額見込み 11, 8 4 6百万円

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。) 、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成31年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5,327
施設整備費補助金	574
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	140
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	23
自己収入	23,095
授業料及び入学料検定料収入	665
附属病院収入	22,109
財産処分収入	0
雑収入	321
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	936
引当金取崩	0
長期借入金収入	948
貸付回収金	0
目的積立金取崩	0
出資金	0
計	31,043
支出	
業務費	27,112
教育研究経費	5,028
診療経費	22,084
施設整備費	1,545
船舶建造費	0
補助金等	140
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	936
貸付金	0
長期借入金償還金	1,310
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	31,043

[人件費の見積り]

期間中総額 11,846百万円を支出する(退職手当は除く)。

2. 収支計画

平成31年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	29,022
業務費	27,201
教育研究経費	1,578
診療経費	12,512
受託研究費等	361
役員人件費	204
教員人件費	3,754
職員人件費	8,792
一般管理費	293
財務費用	69
雑損	0
減価償却費	1,459
臨時損失	0
収益の部	
經常収益	29,665
運営費交付金収益	5,277
授業料収益	575
入学金収益	59
検定料収益	27
附属病院収益	22,147
受託研究等収益	361
補助金等収益	140
寄附金収益	487
施設費収益	52
財務収益	0
雑益	293
資産見返運営費交付金等戻入	62
資産見返補助金等戻入	80
資産見返寄附金戻入	106
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	643
目的積立金取崩益	0
総利益	643

3. 資金計画

平成31年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	32,568
業務活動による支出	27,435
投資活動による支出	1,756
財務活動による支出	1,852
翌年度への繰越金	1,525
資金収入	32,568
業務活動による収入	29,498
運営費交付金による収入	5,327
授業料、入学金及び検定料による収入	665
附属病院収入	22,109
受託研究費等収入	478
補助金等収入	140
寄附金収入	458
その他の収入	321
投資活動による収入	597
施設費による収入	597
その他の収入	0
財務活動による収入	948
前年度よりの繰越金	1,525

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

<p>医学部</p>	<p>医学科 7 1 2 人 (うち医師養成に係る分野 7 1 2 人)</p> <p>看護学科 2 5 0 人</p>
<p>医学系研究科</p>	<p>医学専攻 6 0 人 (うち修士課程 0 人) 博士課程 6 0 人)</p> <p>看護学専攻 3 2 人 (うち修士課程 3 2 人) 博士課程 0 人)</p>